

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號二第 卷三十二第

行發日一月八年五十大

## 論叢

伊太利に於ける農業社會化運動

教授 法學博士

河田 嗣郎

地方家屋稅の當否

教授 法學博士

神戸 正雄

生産の概念

九州帝國大學  
教授 文學博士

高田 保馬

動物界の鬭爭

教授 理學士

川村多實二

## 時論

軍備縮小會議に就いて

教授 法學博士

末廣 重雄

## 說苑

羽州庄内農民愁訴騒動

教授 經濟學士

黒正 巖

足袋の製造工程

法學士

本多 芳郎

琉球の史的回顧

教授 法學博士

山本美越乃

## 雜錄

我國古代の財政と佛教

教授 經濟學博士

本庄榮治郎

間接消費稅の累進稅率

助教授 法學士

沙見 三郎

クナツプ教授逝く

經濟學士

菊田 太郎

## 法令

勞働爭議調停法・勞働爭議調停法施行令・工場法施行令中改正・工場法施行規則中改正・商事調停法・土地貨賃價格調査法

# 間接消費税の累進税率

沙見 三郎

獨逸帝國の所得税法（一九二〇年三月二十九日）は、最低一〇%より始まり最高六〇%に終る超過額累進税率を規定してゐる<sup>1)</sup>。同様に我國の所得税法も累進税率を採用してゐる、假に第三種所得に就いて云へば、最低〇・五%最高三六%の超過額累進税率が行はれてゐるのである。

次に間接消費税の方面を見る。獨逸の麥酒税法（一九一八年七月二十六日）は、再三の修正の後、各醸造所の一年度の造石高に對し——一ヘクトリッター當り——次の如き累進税率を課してゐる<sup>2)</sup>。

初めの三、〇〇〇hlに對し	五・〇〇	次の三〇、〇〇〇hlに對し	五・六〇
次の八、〇〇〇	五・一〇	次の六〇、〇〇〇	五・九〇
次の二〇、〇〇〇	五・五五	それ以上	六・〇〇
次の三〇、〇〇〇	五・四〇		

之に反し、我國の麥酒税法は麥酒製造石數一石

雜錄 間接消費税の累進税率

につき貳拾五圓、酒造税法は清酒造石數一石につき四拾圓と、いづれも比例税率を規定してゐる。

擔稅者と納稅者とが原則として一致する所得税に於ては、我國にも獨逸にも累進税率が行はれてゐるから問題が無い、然るに、間接消費税の或者に於て、獨逸に累進税率が行はれ我國に比例税率が用ひられてゐるのは、果して何に基因してゐるのだらうか。大企業家の醸造したる清酒は大所得者必ず之を消費し、小醸造家の清酒を飲用する人が必ず小所得者なりとせば、而して間接消費税が兩者に同じ様に轉嫁するものとせば、大企業家に高率を課し小企業家に低率を課する事も了解し得るのである。然しこの假定は我等の常識とは可なり隔つてゐる様である。Josef Dierschkeは、間接消費税にも累進税率を採用する必要ある事を説き、其根據を中産階級保護政策に求めてゐる。曰く「大企業が榮え小企業が衰えるのは、生産費の關係よりして防ぎ難き自然の大勢である。只此趨勢を緩和す

1) Eheberg; Grundriss der Finanzwissenschaft. S. 103. Hensel; Steuerrecht. Anhang. Strutz; Handbuch des Reichssteuerrechts S. 211  
2) Eheberg; S. 145. Hensel; Anhang. Strutz; S. 850

る一方策として、或種の間接消費税に累進税率を採用する事が最も機宜に適してゐる」と。獨逸の間接消費税にして背て累進税率を採用し又現に採用してゐるもの、あるのは、一は此趣旨に出てゐるのである。

二

間接消費税に累進税率を採用する事は非は暫く措き、Dierschkeの主張の前提たる大企業集中の趨勢なるものは、我國にも存在してゐるのだらうか。彼は獨逸の製糖業、火酒醸造業、麥酒醸造業の三者につき調査したのであるが、私は専ら我國の清酒醸造業につき研究を進める。主税局統計年報書の數字を基礎として、次の結果を得る事が出来る。

第一表 全國に於ける免許人員一人當り

清酒査定高表

清酒査定高	免許人員	一人當り
明治三十五年 三、八、九〇七石	三、〇〇八人	二七〇石
明治三十六年 三、六、三、九六五石	二、一、七、七六六	三〇〇石

年	清酒査定高	免許人員	一人當り
明治三十七年	三、一、五、一、五三石	一、一、七、四八	二、〇三
明治三十八年	三、九、二、〇七九	一、一、〇、四四	三、四一五
明治三十九年	四、一、七、七三三	一、一、二、二二	三、七五二
明治四十年	四、三、六、九七七	一、一、七、七三	三、八七六
明治四十一年	四、三、四、九六八	一、一、四、四六	三、七〇
明治四十二年	三、九、三、〇七三	一、〇、九、六六	三、九七七
明治四十三年	三、八、一、三三四	一、一、〇、四四	三、五〇六
明治四十四年	四、一、九、四四九	一、一、〇、六六	三、七四四
大正一年	四、二、九、〇〇九	一、〇、七、〇三	三、七九七
大正二年	四、三、六、八九三	一、〇、五、五八	四、〇〇一
大正三年	三、六、三、〇二九	一、〇、三、五八	三、五三三
大正四年	三、八、三、三〇三	九、九、九五	三、五三
大正五年	四、〇、七、五九九	九、八、五九	四、六六五
大正六年	五、〇、八、五五七	九、八、八六	五、一、五六
大正七年	四、九、三、八六一	九、八、八六	五、〇、一六
大正八年	五、八、七、一六六	九、九、九五	六、〇〇〇
大正九年	四、一、五、六、三三四	九、三、九五	四、五、五六
大正十年	五、五、〇、三三二	九、四、六六	五、〇、〇五
大正十一年	五、五、四、五七七	九、五、〇二	五、八、七、七
大正十二年	五、四、九、〇〇〇	九、四、七七	五、七、五〇

過去二十二年の趨勢を見るに、一方全國清酒査定高が三百萬石より五百萬石迄約一倍半に増

3) Dierschke; Progressive Besteuerung des Grossbetriebes bei einigen Verbrauchssteuern.  
 4) 主税局統計年報書: 酒造稅表

加してゐるに對し、他方免許人員は遂に千百人臺より九百人臺に約二割減少してゐるのである。従つて醸造業者一人當りの石數が一倍半以上を増してゐるのを見る事が出来る。我國酒造業が漸次大企業に集中せられて行く事は、これで大體明かとなるのである。

然らば、我國酒造業が大企業に集中せられる原因は那邊に存してゐるのだらうか。Dieschkeが獨逸に發見した如く、大企業に於ける生産費遞減に其原因を歸すべきか、又は其他の事情に基くのであらうか。材料の都合上地域を灘五郷に限り、研究を進めたのである。

三

灘五郷は、その清酒醸造高が全國の一割内外を占め凡しの點に於て全國清酒醸造の代表的のものであるから、これが標本調査は相當重要な結果を齎すのである。

第一表に現はれたる大企業集中の傾向は、灘五郷の酒造家の間に之を見る事が出来る。第二表は其目的の爲めに作製せられたのである。

第二表 灘五郷に於ける免許人員一人當り清酒製成高表

製造年度	製成高	免許人員	一人當り製成高
明治三十五年	六、一九五	一四	二、六六五
明治三十六年	五、一七二	一七	二、四七七
明治三十七年	五、七〇六	一三	二、六六七
明治三十八年	四、三、四〇	一四	三、〇七五
明治三十九年	四、八、〇三	一四	三、〇〇九
明治四十年	四、四、四九	一五	三、二九九
明治四十一年	四、〇、四四	一五	三、一〇〇
明治四十二年	四、三、七〇	一四	三、〇九二
明治四十三年	四、二、四二	一七	三、五五五
明治四十四年	四、一、四五	一七	三、七七一
大正一年	四、〇、〇七	一六	三、六六七
大正二年	四、六、三五	一五	三、五九五
大正三年	三、〇、〇三	一四	三、三三三
大正四年	四、五、六〇	一八	三、八六八
大正五年	四、九、〇三	一八	四、一九五
大正六年	四、三、六三	一八	四、四三九
大正七年	五、〇、〇三	一九	四、二九三
大正八年	五、〇、〇三	一八	五、〇〇五
大正九年	四、〇、〇二	一三	四、〇六六

5) 攝津灘五郷清酒造石高調査表



經營を便宜とする特殊の事情が無ければならぬ。酒造業者の經濟活動は生産方面と販賣方面との二つに分れるから、以下その二方面について大企業を有利とする事情を調べたのである。

四

生産事業は、其種類に應じ、費用遞減收益遞増の法則に支配せられるものあり、費用遞増收益遞減の法則に従ふもの、更に費用恒常收益恒常のものもある。又或限度迄は收益遞増の法則を追ひ、その限度を超ゆると共に收益恒常又は收益遞減の實例を示す場合もある。清酒の醸造は果して何れに屬してゐるのであらうか。

凡そ清酒の醸造には生産單位として一藏が標準となつてゐる。一藏は杜氏が始めとし一定數の藏人より組織せられてゐるが、種々の事情よりして、其醸造高の限界が定まつてゐるのである。試に一藏當り清酒製成高表を作ると、第四表の如くである。

第四表 灘五郷に於ける一藏當り清酒製成高表

酒造年度	製成高 <sup>6)</sup>	藏數	一藏當り製成高
明治三十五年	三六、二五九	二六八	九八三
明治三十六年	三六、一七一	三九九	九五三
明治三十七年	三五、七四六	三六六	九七七
明治三十八年	三四、四四〇	四〇二	一、〇五二
明治三十九年	三四、二〇二	四〇四	一、〇五五
明治四十年	三四、四七九	四〇四	一、〇九二
明治四十一年	三四、九四九	三九九	一、〇二〇
明治四十二年	三四、七三〇	四〇三	一、〇七三
明治四十三年	三四、四六一	四〇五	一、〇八八
明治四十四年	三四、三三七	四〇七	一、〇六二
大正一年	三四、〇三七	四〇六	一、〇七七
大正二年	三四、三三五	四〇四	一、〇九四
大正三年	三四、〇三三	三九七	一、〇八二
大正四年	三四、三〇五	四〇〇	一、〇九〇
大正五年	三四、〇〇三	四〇〇	一、〇三三
大正六年	三四、三六五	四〇〇	一、一〇八
大正七年	三四、〇八四	四〇二	一、〇九二
大正八年	三四、〇六三	四〇二	一、〇九二
大正九年	三四、〇七七	四〇二	一、〇九二

6) 調査高石造清酒五郷灘津攝

大正十年	五〇、五〇	四六、〇〇	一、三〇〇
大正十一年	五五、〇〇	四七、〇〇	一、六〇〇
大正十二年	五七、二〇	四八、〇〇	一、九〇〇
大正十三年	五七、九〇	四八、〇〇	二、一〇〇
大正十四年	五五、〇〇	四七、〇〇	二、一七五

明治三十五酒造年度より大正十四酒造年度迄の時期について見るに、一藏當り製成高は常に九百五十石と千二百八十石との間を往來し大なる變動を示してゐない。更に明治三十七年、大正三年及び大正十三年の三酒造年度を捕へ、各藏の釀造高の分布を調べて第五表を得たのである。

第五表 灘五郷に於ける清酒製成高別藏數表

(最低)	五〇〇石未満	明治三十七年度	一	大正三年	一	大正十三年	一
	五〇〇—一、〇〇〇	(一、四二石)	五	(四二三石)	一	(三六二石)	一

(最高)	一、〇〇〇石以上	一	一	一	一	一	一
(一、五〇石)	一、〇〇〇—一、五〇〇	一	一	一	一	一	一
(二、五〇石)	一、〇〇〇—一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一
(三、四〇石)	一、〇〇〇—一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一

最近四季釀造が一部に行はれた結果として數字が多少紊されてゐるが、大體に於て千百石が一藏の正常造石高なりと云ふ事が出来る。除外例は勿論あるが、各藏の生産は千百石内外迄費用遞減收益遞増で進み、それを限界として違つた法則に支配せられる譯である。

一藏當りの限界生産高が大體一定してゐるとせば、一藏當りの生産高を増加する事は収益を増さざるのみか寧ろ損失を伴ふのである。従つて生産方面に於ける大企業の利益は之を生産單

位なる各藏を多數連續する事に求めねばならぬ。生産單位たる藏を多數所有する事は、一、原料米の購入 二、樽、桶其他酒類容器の買入 三、杜氏の競争の獎勵等の方面に於て多少收益を増すのである。然し此方面にも一定の限界を存し餘り多きを期待するを得ないのである。

## 五

一藏の生産高が一定し且つ多數の藏の連結が多くの利益を齎さないとする、清酒醸造業の大規模經營の利益を生産方面に求むる事は之を斷念せねばならぬ。然らば販賣の方面はどうであらうか。清酒の消費者の大多數は、その消費する清酒そのものよりも寧ろ清酒の商標に大なる信用を拂つてゐる。従つて大企業の長所は、生産の方面よりも寧ろ販賣の方面に於て現はれてゐるのである。

大醸造家は原則として有名なる商標を有し、従つてその醸造にかゝる清酒は容易に且つ高價に販賣し得るのである。之に反し、小醸造家は、生産方面にては大醸造家と對等の地位に立

てるに拘らず、販賣方面に於ては、有名なる商標を有せざる結果として、常に不利なる立場に置かれてゐる。茲に於てか、買酒なる變態現象が發生するのである。即ち小醸造家は生産の技術的方面のみに没頭し、自家の製品を無印にて直に大醸造家に賣却する事によつて販賣の商業的方面を斷念するのである。大醸造家は、自家の製品に自家の商標を附して販賣するのみならず、適當なる品質の清酒あらば之を小醸造家より買ひ上げ自家の商標を附して市場に提供するのである。この二つの立場よりして、小醸造家と大醸造家との間に買酒なる特別取引が成立し得るのである。

買酒なる變態現象が大小醸造家の間に行はれる事は、販賣方面に於て如何に商標の力が偉大にして且つ如何に大企業組織が有利なるかを示してゐる。而も小醸造家が買酒の手段によつて自ら市場に出づる事を斷念する結果は、醜態醸造それ自身をも斷念する事となるのである。清酒醸造に於て小企業が衰へ行くのは、一に販賣

方面に其原因を求めねばならぬ。

## 六

日本全國特に灘五郷に於ける清酒醸造の現状を調査したる結果として

第一 大企業集中の傾向著しき事

第二 大企業集中の原因が生産方面にあらずして寧ろ販賣方面に存する事

の二つの事實を實證し得たのである。

第一の事實は、Dierschke が獨逸の製糖業、麥酒醸造業、火酒醸造業について統計的に實證したる所と全く符合してゐる。第二の事實は、獨逸に於ける大企業集中の原因が生産方面に存するのと對し、顯著なる特色を示してゐるのである。

租税に純財政的目的以外の他の要素を加ふべきか否かが一つの問題である。加ふるに、我國の清酒醸造業に於ける大企業集中の趨勢は、其原因が獨逸の場合と全く異つてゐるのである。

然らば中産階級保護政策の目的を以て、獨逸の税法を我國に輸入するに當つても慎重なる研究

を積む必要がある。間接消費税には、複雑極り無き租税轉嫁の問題が常に伴ふのである。従つて間接消費税の累進税率の問題についても、此方面に一層深き考察を拂はねばならぬのである。